

# 全養協通信

平成24年11月19日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会  
 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509  
<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

## 《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」に対し、引き続き「職員配置基準の改善」等を主張
2. 平成23年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況
3. 厚生労働省が、通知「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」を発出
4. 11月は「児童虐待防止推進月間」
5. 全社協・全養協からのお知らせ

## 1. 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」 に対し、引き続き「職員配置基準の改善」等を主張

さる10月15日、厚生労働省では、「第15回社会保障審議会社会的養護専門委員会（以下、専門委員会）」（柏女霊峰委員長）を開催しました。全養協からは伊達直利副会長が参画しています。

専門委員会では、9月7日に厚生労働省が都道府県・指定都市・児童相談所設置市あてに発出した事務連絡「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」について報告と協議が行われ、全養協は以下の4点について主張をしました。

### (1) 基本的人員配置基準の改善

「小規模化及び家庭的養護の推進」には、「職員配置という人的要素（「社会的養護の課題と将来像」では4:1を目標水準としているが、全養協の要望は3:1である）」の引き上げが必須である。

### (2) ユニット化への柔軟な対応

施設のユニット化をすすめるにあたっては、オールユニット化という考え方を一律に進めるべきではなく、虐待などによる子どもの状態像の変化（重篤化）への対応を考慮し、本体施設におけるユニット化への柔軟性・可変性などを、専門的視点も踏まえて検討する必要がある。

### (3) 関係機関等との連携・協働の強化

児童相談所の措置（委託）時点の保護者との合意形成が不十分なケースが多く、また、措置（委託）後の継続的な支援が十分ではない。子どもの「育ち直り」のためには、より一層の関係機関等との連携強化が必要である。

#### (4) 都道府県との協議・対応

都道府県が策定する「小規模化・地域分散化の整備計画」と、各施設が策定する「家庭的養護推進計画」のすり合わせが重要である。また、施設の定員規模は認可要件に絡んで都道府県の意向を受けて設定されるものである。各施設の「定員 45 人以下」については、基本的には都道府県の責任ですすめるべき事項である。

## 2. 平成 23 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況

専門委員会で平成 23 年度の全国の被措置児童等の届出・通告受理件数総数は 193 件（22 年度は 176 件）であり、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 46 件（平成 22 年度に届出・通告のあった事例で調査中であった 1 件を含む）と報告されました。虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が 28 件（60.9%）、「里親・ファミリーホーム」が 6 件（13.0%）等ということです。

また、虐待の種別・類型も報告されており、「身体的虐待」が 37 件（80.4%）、「心理的虐待」が 6 件（13.0%）、「ネグレクト」が 2 件（4.3%）、「性的虐待」が 1 件（2.2%）でした。

そのうち、児童養護施設における事例として、“入所児童間の性的問題行動を看過した”（ネグレクト），“触法行為を行った児童を、職員が触法行為名で呼ぶなどの不適切な言動を行った”（心理的虐待）などが報告されています。

全養協では、権利擁護の取り組みとして、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」のさらなる普及と活用を促進するとともに、今月末に開催する全国児童養護施設長研究協議会の第 4 研究部会において、「子どもの発達保障と権利擁護～養育論と権利擁護～」をテーマに、あらためて子どもの発達保障と権利擁護の視点から、養育従事者に求められる養育のあり方（養育論）について研究協議を行います。さらに、今年度新たに「倫理綱領」のハンディ版の作成を実施し、同研究協議会にて配布する予定ですので、積極的にご活用ください。

**第 15 回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料は、  
厚生労働省ホームページに掲載されています**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002m63k.html>

## 3. 厚生労働省が、通知「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」を発出

さる 11 月 1 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知にて、都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管部（局）長宛に「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」が発出されました。児童福祉施設に入所していた児童が家庭復帰後に虐待死した事例を受けて、改めて児童虐待への対応について徹底を促すものであり、次のような内容になっています（一部抜粋、下線は全養協）。

## 1 家庭復帰に係る適切なアセスメントと支援の実施

①保護者指導の効果や児童の心身の状況等を十分に踏まえ慎重に判断すること、②保護者や養育環境、家族構成員の関係性などについての十分な情報収集と、それに基づく虐待の発生要因についてアセスメントを行い、児童が入所する施設や地域の関係機関との協議により判断することが必要である。

また、家庭復帰した事例に関しては、特に、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や児童の安全確認を行うとともに、関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要であることから、補助職員の配置等による体制強化や、職員の資質向上や関係機関との連携強化のための研修の実施等についても、『安心こども基金』の「児童虐待防止対策緊急強化事業」を活用するなどして取組を図るようお願いする。

## 2 施設等から家庭復帰した事例の再確認

指導の経過や措置解除等をした際の状況を確認し、必要に応じて家庭訪問や児童の安全確認を行うこと。児童が家庭復帰した場合には、関係機関と連携の上、当該家庭の状況や児童の安全についての確認を継続的に行い、家族構成や養育環境の変化を的確に捉え、状況の変化を踏まえた援助方針の再検討を行うほか、必要に応じ一時保護や再度の入所措置等についても検討することが必要である。

なお、全国児童福祉主管課長会議（平成 24 年 2 月 27 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）説明資料によると、『児童虐待防止に係る緊急強化対策については、平成 22 年度補正予算において、安心こども基金に盛り込み、児童虐待防止の体制強化を図ってきたところであるが、平成 23 年度第 4 次補正予算において、安心こども基金を積み増し・延長し平成 24 年度まで事業を実施することとしている』と示され、『この基金では、虐待通告のあった児童の安全確認等のための補助職員の配置、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、資質の向上、体制強化のための環境改善、創意工夫に満ちた取組に係る経費も対象としている』とされています。

「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」は、  
厚生労働省ホームページに掲載されています

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121105N0010.pdf>

## 4. 11 月は「児童虐待防止推進月間」

厚生労働省では、平成 16 年度より、児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取り組みを集中的に実施することにより、家庭や学校、地域など社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、多くの民間団体や国・地方公共団体など関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止対策への取り組みを推進しています。

つきましては、広報・啓発用ポスター、リーフレット等、各地域における広報等にご活用いただければ幸いです。

## 5. 全社協・全養協からのお知らせ

### (1) 平成 24 年度 第 2 回 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会を開催します (12 月 13・14 日大阪市)

12 月 13 日 (木)・14 日 (金) の 2 日間、大阪市「ホテル大阪ベイタワー」にて、標記研修会 (申込締切は 11 月 26 日) を開催します。

この研修会は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (設備運営基準)」の規定に基づき「厚生労働大臣が指定した者が行う研修」として実施するもので、23 年度よりスタートしました。24 年度は、今回 (第 2 回目) が最後の研修会となりますので、未受講の方はお早めに申込んでください。

なお、全プログラムを受講した方には、研修会修了後に、義務化された研修を受講したことを証明する「受講証明書」を発行します。また、受講証明書発行名簿は、厚生労働省及び厚生労働省を通じて関係地方公共団体に提供します。

詳細は、10 月 15 日付にてお送りしている「開催要綱・申込書」をご覧ください。

(開催要綱等は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載しています)

日 程	平成 24 年 12 月 13 日(木)・14 日(金)
会 場	ホテル大阪ベイタワー
受講対象	社会的養護関係施設の施設長(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の施設長)
定 員	350 名(先着順)
申込締切	平成 24 年 11 月 26 日(月)

### (2) 平成 24 年度全国児童養護施設中堅職員研修会を開催します

(平成 25 年 1 月 16～18 日東京都渋谷区)

25 年 1 月 16 日 (水)～18 日 (金) の 3 日間、東京都渋谷区「国立オリンピック記念青少年総合センター『国際会議室』」を会場に、平成 24 年度全国児童養護施設中堅職員研修会を開催します。今年度は『現場実践からみる社会的養護の課題と将来像—中堅職員が果たす役割と機能—』をテーマに、「児童養護施設運営指針と第三者評価」や「虐待を受けた子どもへの治療的養育」等の講義を設定し学びを深めます。対象は児童養護施設における勤務年数が概ね 3 年以上の中堅職員です。

詳細につきましては、同封の開催要綱にてご確認ください。

(開催要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載予定です)

日 程	平成 25 年 1 月 16 日(水)～18 日(金)
会 場	国立オリンピック記念青少年総合センター国際交流棟
参加対象	児童養護施設の中堅職員 (概ね 3 年以上勤務している児童指導員・保育士等の職員)
定 員	200 名(先着順)
申込締切	平成 24 年 12 月 25 日(火)

### (3) 「ゆたかな育ちと自立応援助成事業『社会人一年生スタート応援助成』」 申請受付中です

全国社会福祉協議会では、株式会社ジェイ・ストーム（レコード・映画制作会社）より「子どもたちのために活用してほしい」旨の寄付を受け、社会的養護施設（母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院）で生活する子どもの豊かな育ちと、社会に向けて自立へと歩みを進める児童を応援することを目的に標記助成事業を実施しています。

助成事業のひとつとして、児童養護施設で生活する児童の就職に向けた資格取得のための助成事業「社会人一年生スタート応援事業」があり、普通自動車運転免許や、簿記・パソコン操作技術、英語検定等、就職時に有用と考えられる各種資格取得のための費用の一部を助成します。

なお、本助成は「特別育成費」の『資格取得等特別加算費』に限り併用することができますので、積極的な活用をお願いします。申込み締め切りは 12 月 28 日（金）[当日消印有効] です。「実施要綱」は 10 月 18 日付にて各施設にお送りしていますので、内容等ご確認ください。（実施要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載しています）

助成対象者	本年 10 月 1 日現在児童養護施設に入所している高校 3 年生（定時制の場合 4 年生）で、25 年 3 月に高校を卒業し、その後 6 か月以内に就職を予定している児童。
申請締切	平成 24 年 12 月 28 日（金）必着
書類提出締切	平成 25 年 3 月 29 日（金）必着（①高校卒業証書等のコピー、②資格証・修了証等のコピー）
助成数	400 名（先着順）
助成金振込日	平成 25 年 5 月 31 日（金）予定 ※25 年 3 月末までに提出書類が確認できることが要件です